平成３０年（フ）第３５号
宮崎市村角町北田82番地１　県営住宅101棟21号、前住所宮崎市神宮東３丁目８番５号小山ハイツⅠ―207号
債務者　竹中　美実
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祥雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１３２号
北九州市若松区東二島３丁目８番17号
債務者　梶島美代子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１７４号
北九州市門司区田野浦２丁目４番４号　池中方、住民票上の住所北九州市門司区田野浦１丁目５番17号
債務者　右田　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８２号
函館市北美原２丁目９番３号
債務者　甲田　鮎子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第９５号
北海道山越郡長万部町字長万部411番地357
債務者　能戸　　純
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２１号
岡山県都窪郡早島町早島1797番地２
債務者　菊池　紀子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
岡山県総社市井手1062番地１　ピアＡＣＥ21Ｂ206
債務者　篠山　智子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
岩手県奥州市水沢字北田70番地、旧住所仙台市青葉区旭ケ丘２丁目28番24号　アメニティ旭ケ丘105
債務者　佐藤ちひろ
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第２３０号
埼玉県加須市東栄１丁目６番35号　こなみハウス加須寮117号室
債務者　中村　滋雄
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７４号
埼玉県新座市新座３丁目６番10―205号、旧住所埼玉県ふじみ野市上ノ原３丁目１番地６グランステージ上福岡303号室
債務者　佐藤　　猛
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７５号
埼玉県新座市新座３丁目６番10―205号、旧住所埼玉県ふじみ野市上ノ原３丁目１番地６グランステージ上福岡303号室
債務者　佐藤すみ子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目230番地７
債務者　大野　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
埼玉県吉川市吉川２丁目30番地12　サクラハイツ102号、旧住所埼玉県三郷市彦成４丁目４番３―402号
債務者　吉成　正二
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
愛知県碧南市久香町４丁目138番地３　レオネクストパッション107号、前住所愛知県碧南市権現町２丁目246番地　スピカ101号室
債務者　山田　節夫
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地56棟104号
債務者　山本　千佳
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係